

平成17年12月2日

各 位

会 社 名 株式会社アポロ・インベストメント
代表者の

役職氏名 代表取締役社長 畑 伊三己
(コード番号 8206 大証2部)

問合せ先 取締役(財務・経理担当)

角田 良夫

Tel (03)3580-1231

新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年12月2日開催の取締役会において、Merrill Lynch International を割当先とする第7回新株予約権（第三者割当）、第8回新株予約権（第三者割当）及び第9回新株予約権（第三者割当）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

（本新株予約権の特徴）

本新株予約権の行使価額は固定であり、昨今、大型の資金調達手段として注目を集めている転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（MSCB）とは性質を異にするものであります。行使価額は各新株予約権においてそれぞれ405円、450円、500円に設定されており、今後の投資効果発現による株主価値増大に応じて追加の資金調達が可能となる設計となっております。

当社は、株主重視の経営を経営方針として明確に掲げており、既存株主価値の希薄化に配慮した資金調達手段として、行使価額が固定されている本新株予約権の発行は現時点において最良の選択と考えております。

また、本新株予約権は、既出の株式会社オーエー・システム・プラザおよび同興紡績株式会社等の株式取得資金等として使用する予定であります。それにとどまらず、様々な投資資金として活用させていただき、株主の皆様へ最大限の利益還元を目標とさせていただきます。

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権（第三者割当）、第8回新株予約権（第三者割当）及び第9回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第7回新株予約権（第三者割当）
第8回新株予約権（第三者割当）
第9回新株予約権（第三者割当）
の発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アポロ・インベストメント第7回新株予約権（第三者割当）（以下「第7回予約権」という。）

株式会社アポロ・インベストメント第8回新株予約権（第三者割当）（以下「第8回予約権」という。）

株式会社アポロ・インベストメント第9回新株予約権（第三者割当）（以下「第9回予約権」という。）

下記の事項は、別段の記載がない限り、第7回予約権、第8回予約権及び第9回予約権に共通するものとし、それぞれを「本新株予約権」という。

2. 本新株予約権の発行総額

第7回予約権につき金 4,000,000 円

第8回予約権につき金 1,000,000 円

第9回予約権につき金 500,000 円

3. 申 込 期 間

平成 17 年 12 月 19 日

4. 払 込 期 日

平成 17 年 12 月 19 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を Merrill Lynch International に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、第7回予約権、第8回予約権及び第9回予約権のそれぞれにつき当社普通株式 6,000,000 株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、第7回予約権、第8回予約権及び第9回予約権のそれぞれにつき 6,000 株とする。）。但し、下記第(2)号ないし第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権（第三者割当）、第8回新株予約権（第三者割当）及び第9回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の割当株式数、調整後の割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号②但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

第7回予約権、第8回予約権及び第9回予約権のそれぞれにつき 1,000 個

8. 各本新株予約権の発行価額

第7回予約権につき金 4,000 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当り 0.67 円)

第8回予約権につき金 1,000 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当り 0.17 円)

第9回予約権につき金 500 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当り 0.08 円)

9. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。) する場合における株式 1 株当りの払込金額 (以下「行使価額」という。) は、当初、以下のとおりとする。

第7回予約権につき 405 円

第8回予約権につき 450 円

第9回予約権につき 500 円

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合 (但し、当社普通株式の

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権 (第三者割当)、第8回新株予約権 (第三者割当) 及び第9回新株予約権 (第三者割当) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日以降又はかかる発行若しくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第 18 項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の行使価額で行使され、又は当初の転換価額で転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合には、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日におけ

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権（第三者割当）、第 8 回新株予約権（第三者割当）及び第 9 回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号

②但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権の行使請求期間は、以下のとおりとする。

第 7 回予約権については平成 17 年 12 月 20 日から平成 18 年 12 月 20 日まで。

第 8 回予約権については平成 17 年 12 月 20 日から平成 19 年 12 月 20 日まで。

第 9 回予約権については平成 17 年 12 月 20 日から平成 20 年 6 月 20 日まで。

但し、第 7 回予約権、第 8 回予約権及び第 9 回予約権のいずれについても、第 13 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

(1) 当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、商法第 280 条ノ 36 の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり下記の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

第 7 回予約権 1 個につき 4,000 円

第 8 回予約権 1 個につき 1,000 円

第 9 回予約権 1 個につき 500 円

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、商法第 280 条ノ 36 の規定に従って通知し、且つ（本新株

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権（第三者割当）、第 8 回新株予約権（第三者割当）及び第 9 回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

予約権証券が発行されている場合は) 公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり下記の価額で、残存する本新株予約権の全部を消却する。

第 7 回予約権 1 個につき 4,000 円

第 8 回予約権 1 個につき 1,000 円

第 9 回予約権 1 個につき 500 円

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

16. 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転する当社普通株式の利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配）については、行使請求が 3 月 1 日から 8 月 31 日までの間になされたときは、3 月 1 日に、9 月 1 日から翌年 2 月末日までになされたときは、9 月 1 日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。なお、平成 17 年 12 月 20 日から平成 18 年 2 月 28 日までの間になされた行使請求についても上記規定を適用する。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを第 11 項記載の行使請求期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、行使請求書に当該本新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 21 項記載の行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、単元未満株式（1 単元の株式の数は 1,000 株）については株券を発行しない。

19. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。

20. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

第 11 項及び第 13 項記載のとおり、当社取締役会は発行日の翌日以降いつでも本新株予約権の消却を決議することが可能であり、且つ消却される本新株予約権の行使請求期間は消却のための通知がなされた日までに制限されること等を考慮して、一般的な価格算定モデルで

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権（第三者割当）、第 8 回新株予約権（第三者割当）及び第 9 回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

あるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を第7回予約権、第8回予約権及び第9回予約権のそれぞれにつき第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成17年12月1日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を第7回予約権につき2.5%、第8回予約権につき13.9%及び第9回予約権につき26.6%それぞれ上回る額とした。

21. 行使請求受付場所

当社東京本社 総務人事部

22. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店

23. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の発行総額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権（第三者割当）、第8回新株予約権（第三者割当）及び第9回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1. 発行の理由及び調達資金の使途

(1) 発行の理由

当社の業容拡大において機動的に資金調達を可能とするためであります。

(2) 今回調達資金の使途

手取金として、新株予約権の払込による手取金は運転資金に充当、行使による手取金は、株式会社オーエー・システム・プラザおよび同興紡績株式会社等の株式取得資金等として使用いたします。

(3) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(4) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はございません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益を獲得できた期に関しましては、最大限の配当をさせていただき所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

株主皆様に対する最大限の利益還元と内部留保の必要性・妥当性などを総合的に勘案して決定いたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金については、財務体質、経営基盤、成長力、競争力などの強化、拡充のためのさまざまな投資に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 15 年 2 月期	平成 16 年 2 月期	平成 17 年 2 月期
1 株 当 り 当 期 純 利 益	22.31 円	1.04 円	△0.81 円
1 株 当 り 年 間 配 当 金	—	—	—
実 績 配 当 性 向	—	—	—
株 主 資 本 当 期 純 利 益 率	127.2%	2.5%	—
株 主 資 本 配 当 率	—	—	—

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期末の資本の部合計）で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回発行する新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数の平成 17 年 12 月 2 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 15.89%になる見込みであります。

なお、今回のファイナンスを実施することにより、既に発行されている新株予約権およ

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権（第三者割当）、第8回新株予約権（第三者割当）及び第9回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

び今回発行する新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数の平成17年12月2日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は36.80%になる見込みであります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスは以下のとおりです。

第1回新株予約権の行使による株式発行（現在進行中）

発行決議日 平成15年5月22日
 発行株式数 2,100,000株
 発行価格 55円
 増資額 115,500,000円

第2回新株予約権の行使による株式発行（現在進行中）

発行日 平成15年12月25日
 発行株式数 3,770,000株
 発行価格 134円
 増資額 505,180,000円

第3回新株予約権の行使による株式発行（終了済み）

発行日 平成16年6月10日
 発行株式数 10,378,000株
 発行価格 93円
 増資額 965,154,000円

第4回新株予約権の行使による株式発行（終了済み）

発行日 平成16年10月15日
 発行株式数 30,000,000株
 発行価格 122円
 増資額 3,660,000,000円

第5回新株予約権の行使による株式発行（現在進行中）

発行日 平成17年7月22日
 発行株式数 0株
 発行価格 195円
 増資額 0円

第6回新株予約権の行使による株式発行（現在進行中）

発行日 平成17年8月29日
 発行株式数 180,000株
 発行価格 223円
 増資額 40,140,000円

* 現在進行中の発行済株式数は、平成17年12月2日現在の株式数であります。

② 過去3決算期間および直前の株価の推移

	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期
最高	329円	126円	194円	595円
最低	38円	38円	67円	106円

(注) 1. 平成18年2月期の株価については、平成17年12月1日現在で表示しております。

2. 最高・最低株価は、大阪証券取引所における株価を記載しております。

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権（第三者割当）、第8回新株予約権（第三者割当）及び第9回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 過去3決算期間の株価収益率及び株主資本当期純利益率の推移

	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期
株価収益率	1.9倍	65.4倍	—
株主資本当期純利益率	—	2.5%	—

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. 本新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		Merrill Lynch International	
割当新株予約権数		第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権のそれぞれにつき1,000個	
払込金額		第7回新株予約権につき4,000,000円 第8回新株予約権につき1,000,000円 第9回新株予約権につき500,000円	
割当予定先の内容	住所	Merrill Lynch Financial Centre 2 King Edward Street London EC1A 1HQ United Kingdom	
	代表者の氏名	Bob Wigley	
	資本の額	5,771,280,140米ドル	
	事業の内容	金融・証券業	
	大株主	ML UK Capital Holdings	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項はありません。	
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません。	
	役員の兼務関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成17年10月31日現在のものであります。

5. 本新株予約権の概要

	予約権			新株式			
	個数*	価額(円)		行使価額(円)	発行株数	払込金額(円)	行使請求期間
		単価	金額				
第7回	1,000	4,000	4,000,000	405	6,000,000	2,430,000,000	平成17年12月20日 ～ 平成18年12月20日
第8回	1,000	1,000	1,000,000	450	6,000,000	2,700,000,000	平成17年12月20日 ～ 平成19年12月20日
第9回	1,000	500	500,000	500	6,000,000	3,000,000,000	平成17年12月20日 ～ 平成20年6月20日

*個数：1個当りの株式の数は、6,000株であります。

ご注意：この文書は、当社が第7回新株予約権(第三者割当)、第8回新株予約権(第三者割当)及び第9回新株予約権(第三者割当)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 本新株予約権発行の日程

平成 17 年 12 月 2 日	新株予約権取締役会発行決議
平成 17 年 12 月 2 日	有価証券届出書提出日
平成 17 年 12 月 3 日	法定公告
平成 17 年 12 月 18 日	有価証券届出書効力発生日
平成 17 年 12 月 19 日	申込期日
平成 17 年 12 月 19 日	払込期日・発行日
平成 17 年 12 月 20 日	新株予約権行使請求開始日
平成 18 年 12 月 20 日	第 7 回新株予約権行使請求終了日
平成 19 年 12 月 20 日	第 8 回新株予約権行使請求終了日
平成 20 年 6 月 20 日	第 9 回新株予約権行使請求終了日

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 7 回新株予約権（第三者割当）、第 8 回新株予約権（第三者割当）及び第 9 回新株予約権（第三者割当）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。